

# 一般社団法人雇用管理協会 定款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人雇用管理協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を福島県いわき市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、会員及び中小企業における労働関連法制度の普及並びに労働環境及び労務管理の改善を図り、もって労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働福祉及び労務管理に関する調査研究
- (2) 雇用・労働に関する各種支援及び指導
- (3) 賃金事情に関する調査研究
- (4) 労働関連法制度その他関係法令の普及
- (5) 安全衛生管理に関する調査研究
- (6) 労働保険に関する事務の受託
- (7) 官公署への協力並びに関係諸団体との連携
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、福島県において行うものとする。

## 第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 本会は、本会の目的に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書に総会において別に定める申込金を添えて会長に申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払の義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡又は解散し、若しくは破産手続開始決定を受けたとき。

## 第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。なお、総会は、総会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、会長は、当該請求があった日から4週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 総会を招集するには、会長は、総会の日から1週間前までに、会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。

(議 長)

第15条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を

行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席することができない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行

する。

- 3 副会長は、会長を補佐して本会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより本会の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員等の報酬及び費用弁償)

第26条 理事、監事、顧問及び相談役に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事、監事、顧問及び相談役には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、総会において別に定める。

(責任の軽減)

第27条 本会は、法人法第111条第1項の役員賠償責任について、法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令の定める最低

責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本会は、外部役員との間で、法人法第111条第1項の賠償責任について、法人法第115条第1項の規定により、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(顧問及び相談役)

第28条 本会に、任意機関として、顧問を2名以内及び相談役を2名以内置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を経て、任期を定めて会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、重要事項について、会長の諮問に応じる。

## 第6章 理 事 会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第31条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

- 2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を示し招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 法人法第101条第2項及び第3項に基づき、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集をしたとき。

(招 集)

第 3 2 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 3 3 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決 議)

第 3 4 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(監事の出席)

第 3 5 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(議事録)

第 3 6 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第 7 章 事 務 局

(事務局)

第 3 7 条 本会に、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会が選任し、会長が任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

## 第 8 章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第 3 8 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 3 9 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日ま

でに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第41条 本会は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

#### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の会長は石井 清、副会長は八幡恭朗とする

3 この規定の一部変更は、令和4年4月1日から施行する。

第1条 定款第6条及び第7条により、入会金並びに会費を次のとおり定める。

入会金		10,000円
会費(年額)		
従業員	4人以下	24,000円
	15人以下	39,000円
	30人以下	57,000円
	50人以下	68,000円
	100人以下	84,000円
	200人以下	102,000円
	201人以上	135,000円

第2条 会費は、3期に分け納入するものとする。

(納期限)	第1期	7月10日
	第2期	11月14日
	第3期	2月14日

- 第3条
1. この規定は、平成25年4月1日から施行する。
  2. この規定の一部変更は、平成28年4月1日から施行する。
  3. この規定の一部変更は、令和元年4月1日から施行する。